

西海市教育委員会（令和6年第2回臨時会）会議録

期 日：令和6年2月9日（金） 午後4時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、川南 まつみ、矢吹 希己代、武宮 智

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 森下 直也、

（書記） 係長 横尾 泰則

保健福祉部 部長 平尾 満明

次長 浅山 康成

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

それでは、令和6年第2回臨時教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 議事

日程第1「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（幼保連携型認定こども園の廃止の時期の変更について）」

○教育長

日程第1「議案第4 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（幼保連携型認定こども園の廃止の時期の変更について）」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案説明)

本議案につきましては、昨年5月の定例教育委員会において、一旦議案を提案して議会可決いただいている内容になっております。

議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(幼保連携型認定こども園の廃止の時期の変更について)

提案理由ですが、令和6年第2回西海市議会臨時会に西海市長が提案予定の幼保連携型認定こども園の廃止の時期の変更について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項及び西海市教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に規定する事務を定める規則の規定により、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。

なお、ここで言う西海市議会臨時会ですが、2月16日に開催する予定になっております。本年6年2月6日付けの市長から教育長宛の本件に係る意見の聴取についてという文章になります。

市長が市議会に提案する議案について具体的な内容につきましては新旧対照表をご覧くださいと思います。

西海市立認定こども園条例を廃止する条例の一部を改正する条例を提案する予定です。条例の改正の内容につきましては、附則を改正するという内容になっております。

現在この条例は令和6年4月1日から施行するという内容になっていたところを、この条例は公布の日以後における、最初の4月1日の翌日から起算して3年を超えない範囲で、規則で定める日から施行する形になっております。この3年を超えない範囲というのは、令和8年度末になります。令和9年4月1日にはもう廃止される形になろうかと思っております。この規則で定める日というのが、市長が決定をする日になります。制定をして、規則で定めて廃止をする形になります。

認定こども園の廃止時期を変更することについて、5つのポイントに分けてまとめておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

ポイント1 西海市立大島こども園の廃止に向けた経過ですが、昨年4月24日、公私連携法人候補者(社会福祉法人愛善会)との認定こども園法に基づく仮協定を締結しております。翌5月23日に、定例教育委員会において幼保連携型認定こども園の廃止に係る意見の申し出について原案可決をいただいております。議案第30号として提案した内容です。翌月6月30日市議会定例会において廃止条例について(議案第40号)原案可決されております。同日で、公私連携法人候補者との認定こども園法に基づく協定締結をし、以後、公私連携幼保連携型認定こども園への移行に向けた準備を市のほうでは実施をしてきております。

ポイント2 廃止時期の変更に係る意見聴取の必要について、提案理由でも説明したように法律及び規則に基づいて規定がされております。

幼保連携型認定こども園の設置及び廃止に関することについては、教育委員会の意見を聞かなければいけないという規定に基づくものです。

ポイント3 廃止時期の変更に至った理由ですが、公私連携法人が運営する新たな認定こども園へ引き続き就職を希望する職員が少なく、また新たな職員の採用のめども立たず、

現行規模での運営に必要な職員を確保出来ないことが明らかとなったため、本年2月5日に公私連携法人及び本市の双方合意の上、協定解消をしております。

ポイント4 変更をすることに伴う市の対応策について、当面、市立の認定こども園として直営で運営するという事です。選考委員会において、第2順位の候補者となった法人へ改めて意向を確認するなど、今後も公私連携幼保連携型認定こども園への移行に向けて引き続き努力をしていくというものです。

ポイント5 廃止時期の変更に伴う園児（保護者）への対応について、本年1月17日に協定の解消を提案しており、来年度は、市立のままで運営する方針であることを説明しております。公私連携幼保連携型認定こども園を令和6年度から令和9年度まで運営をし、民間で運営をしていただくということについては、やはりその議会の議決を経る内容であり、それについては市の方針であるということで、その期間については、基本的なところの考え方は変えないで、こういった対応をしていくという形の内容になっております。詳細について保健福祉部のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○保健福祉部長

失礼します。本日は大変お忙しい中にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。保健福祉部長の平尾でございます。いつもお世話になっております。

提出しております議案について、田口次長のほうからポイントを含めてご説明をいただきました。事務局に大変お世話をかけて申し訳ございません。

この提出しております4号でございますが、先ほども説明しておりますが、昨年5月の教育委員会定例会におきまして了承いただいた西海市認定こども園条例を廃止する条例という部分で説明をしたところでございます。

施行時期を改正させていただきまして、こども園の廃止時期及び、幼保連携型認定こども園への移行時期を変更しようとするものでございます。

今回このような事態に至りましたことにつきまして、非常に反省をしているところでございます。教育委員の皆様、並びに市民の皆様、保護者の皆様も含めて、子どもたち、先生各位に大変ご心配とご迷惑をおかけしておることとなりまして、衷心よりおわびを申し上げます。申し訳ございません。

これまでの経緯はポイントで説明をしておりますので省略をしますが、ここに至った経緯を補足しておきたいと思っております。昨年の12月中旬にいたっても職員の確保、これが現職のこども園の勤務している先生方、新たに法人として準備をするべき職員の公募、これが二つとも確保が出来ていなかったというところが大きく、めどが立たない状態で現行の大島こども園の規模でやりますと、必要な職員数を確保することが難しくなったというところでこれを踏まえまして、法人と打開策等も模索したわけでございますが、在園している子どもたち、4月からの新規の子どもたちをまずは受け入れることを第1優先として考えたときに、今回の協定で準備をしてきたわけでございますが、双方、1法人と協議をさせていただき、2月5日に双方合意の上、協定を解消させていただいたというところでございます。その結果、4月以降は当面、現状のままで市立こども園として継続をさせていただき、今後は選考委員会で順位が第2番目の選定法人が決定しておりますので、その法人と意向を確認しながら、改めて早い段階での連携法人との協定が結べて、移行が進むよ

うな形でさせていただきたいというところがございます。

何とぞご審議の上、了承方よろしくお願いを申し上げます。また補足を担当次長のほうから説明をさせます。

○保健福祉次長

こども家庭課の課長を務めさせていただいております浅山です。経緯について詳細を説明させていただきます。

昨年6月30日に議決をいただきまして、社会福祉法人愛善会と公私連携の協定を締結したところがございます。その後、愛善会から職員への基本的な労働条件の提示、あと個別の労働条件の提示などを8月から9月ぐらいにかけて行い、9月19日に1回目の意向調査を実施したのですが、大島こども園に勤めている職員のうちの12名が勤務を希望するといったような状況、そのうちの保育教諭は僅かに4名だけということではなかなか厳しい状況でございました。

また愛善会とも協議しながら、また職員に対しても働きかけ等を行いながら、どうにか職員の確保に努めたところではございますが、先ほど説明がありまして12月時点で、第2回目の職員の意向調査を実施した結果、11名しか、職員が集まらなると、そのうち保育教諭は僅かに3名だったというようなことで、愛善会のほうでも新規の職員について募集などを行っていたのですが集まらずと言ったようなところで、来年4月に向けての開園はやはり厳しい状況になりまして、今後のことについて協議しまして説明し申し上げ、2月5日付けで公私連携の協定を解消という経緯に至った次第です。

このような経緯に至りまして、関係者の皆様方には大変なご心配と、混乱を招いてしまったことについて、非常に責任を重く感じているところです。

今後につきましては先ほど説明があったとおり、公私連携法人の最初の募集の際、2法人から手が挙がっておりまして、そのうち、第2順位になった法人と今後協議をするなど、新たな公私連携の移行について検討してまいりたいと考えているところです。以上説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長

議案第4号の説明がありましたが、質疑はありませんか。

○北島委員

北島です。ご説明いただきましてありがとうございます。関係者の皆様には本当残念なことであったと察しいたしたいと思っております。少し立ち入った質問ですが、浅山次長のほうからご説明があった経緯の中で、現在お勤めの方がさらに継続して新しい法人での仕事を望まれるかと意向調査について、事前の条件提示があったということではございますが、この条件については、現状とすると条件が下がるのでしょうか、上がるのでしょうか。そこが分かりますでしょうか。

○保健福祉次長

私のほうから説明させていただきます。愛善会が示した労働条件については、現状同程度を労働条件もちろんその職種、フルタイムの職員もいれば、パートタイムの職員もいま

すので、若干の違いはありますが、ほぼほぼ同じような条件を提示していただいたところがございます。処遇面でのっていう部分は、余り影響はなかったのかなっていうふうに考えているところです。

○北島委員

ありがとうございました。引き続きですが私の知った限りのところではあるのですが、この時間の前は、長崎県の介護人材確保協議会に出席しておりまして、それぞれいろんな関係部署からお話を聞いておったところです。

非常に介護人材も厳しいのですが同様に、保育人材の確保というのも本当に厳しくなってきました。

これは少子化っていうところもあるのですがそれぞれの法人の運営母体の基盤というところにも関係して将来的な運営経営に不安を持っておられる法人さんも非常に今多くなってきているというのが実情かなと思います。そういった中でも、育児休業法が改正されまして0歳児の預けられるケースが少し減ったということで、保育士のほうも少し余裕も出てきている状況もある中でやはり確保できる法人さんが、はっきりしてきたというところでは、どこで働きたいと多分条件は変わらないけども、引き続きそこで働きたいのか、そうでないのかっていうところにも大きく関連するのですがやはり条件だけではなくて、その法人の方針であったりとか、運営のやり方であったりとか、あるいは、そのイメージであったりとかいうところで、正直二極化が、進んでいるような感じでは、保育業界もしっかり保育士さんが確保出来ているところとそうでないところ、これはやはり法人ごとの運営状況にもよるのかなと思っております。

特に、今回断念されたところの法人さんは、西海市外での拠点も持っておられるということで、法人運営として考えたときに、多数の拠点の中での安定性がある場合と、他の拠点の運営がまずくてそのほかの拠点への影響が出る場合とありますので、やはり法人選定の場合は非常にそのあたりも十分注意が必要かなと思います。第2順位の候補者と、今後話を進めていかれるというところですがけれども保育士の確保についての状況、考え方、それから、そのあとの運営処遇等についても十分協議の上いい形で進めていただけるようにと思います。

それともう一つ確認ですが、前回の公私連携から民間移譲となるのは、4年間の経過期間を設けるということでした。公私連携始まる前になったのは不幸中の幸いかなとは思いますがけれども、仮にまたこれで公私連携するというので、様子を見るという期間もやはり同様の4年間で考えておられるのでしょうか。そこをもう一度確認です。

○保健福祉次長

その公私連携の期間ですがけれども、最終的には令和10年4月1日で完全民間移譲というのがこの計画の最終目標となっております。ですので令和10年の4月の完全民間移譲というスケジュールについては、動かさないというように考えておりまして、仮に1年遅れたとすれば3年間の公私連携の期間というように考えているところです。

○北島委員

はい。やはりそうですね、先ほど次長の説明でちょっと耳を疑ったのですが、それは変わらないところでそういう意味では、できるだけその計画期間というか観察期間、その期間は長く持つておいたほうがよろしいのかなというふうに思います。まずは、次の選定が早期に決まることを期待するところです。よろしくお願ひいたしたいと思います。

○教育長

ほかに何か質疑はございませんか。

○川南委員

先ほどの説明していただいて、民間移譲になった場合の先生方の確保の難しさっていうのは本当に伝わってきたところですが、私先生方と接点がありまして、先生方の心の動きっていうのを聞く機会が何回かありました。

今説明の中にも条件はあんまり変わらないというご説明だったので、こんな発言をするのですが、「先生たち、公立でも、私立であっても、先生方が子どもたちの真ん中に、心がぶれないでほしい、幼児教育保育は、子どもたちが真ん中だよ。」って自分たちの心が揺らぐっていうのは、これは仕方がないことですが、それが「子どもたちの前で揺らいではいけないよ、だからしっかりと私たちは幼児教育という専門分野で子どもたちの未来を支えているということを忘れないで、日々の教育保育に当たっていけば」って、この前保護者説明会があった後も何人かの先生方が、先生たちが落ちつかないっていうから、いや落ちついて、子どもたちの前で落ちついてほしいっていう話をしたのですが、やっぱり大島こども園の教育課程保育課程と、それから今度移譲するところの保育課程が少し違う、狙いっていうか、でもその狙い違って、園長は接点を見つけて、先生方も働きやすいように子どもたちの未来を壊さないようにお話を進めているっていうことを聞いていたので、うまくいっているのかなあとと思って、先生方もちゃんと残っていくのかなって思いながら、応援していたところですが、やっぱり説明を聞いて、本当にいろんな難しい問題はひそんでいのではないかなあと思いながら伺っていました。

いいところにまた、公私連携で移譲ができるといいなと願っています。すいません。

○教育長

ほかにございませんか。

○武見委員

ご説明ありがとうございました。参考までに、現在の園児の数と職員数を教えていただけますか。

○保健福祉次長

現在ですね大島こども園に入所している児童が76名だったと思います。1月1日時点の数字ですね、先生方が25名全体で、プラス園長が1人といったところです。

○武見委員

ありがとうございます。それでは先ほどの説明の中で11名の継続の希望があったというのはこの25名の中の11名ということでよろしかったでしょうか。

○保健福祉次長

全25名の中で、11名といった形になります。

○教育長

よろしいですか。

○武見委員

はい。

○教育長

ほかにございませんか。

○矢吹委員

ご説明ありがとうございました。保護者の方へのご説明があったということですがけれども、何か保護者の方たちからのご質問っていうのは何かあったのでしょうか、教えていただければと思います。

○保健福祉次長

保護者の方からは、やはり1番気になるのが4月以降、子どもたちをこのまま預けられるのかどうかと、大丈夫なのかといったような点が1番ありました。

ただその点については、公立の施設が残るのであれば、大方の職員がこのまま勤務を継続しても構わないというような返事をいただいておりますので、その点については、在園児は少なくともしっかりと受入れられるということで、新規の分については、児童の年齢とか人数によって、やはり難しいところも出てくるかもしれませんが、そのような説明をして、安心していただいたといったような状況でございます。

○教育長

よろしいですか。

○矢吹委員

保護者としてはやっぱりちょっと不安になるのかなあと思いました。やっぱり、養護と保育とですね、変わらずにしていきたいなっていうのが正直なところかなあと思いました。はい、ありがとうございました。

○教育長

ほかに質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか？

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第4号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（幼
保連携型認定こども園の廃止の時期の変更について）」は、原案のとおり可決されました。

5. その他

○教育長

その他について、事務局から報告等ありますか？

○教育長

ほかにありませんか。よろしいですか。

委員の皆さんから何かありますか。

次回の定例教育委員会：2月22日（木）午前9時30分～

西海市教育委員会 3階大会議室

6. 閉会

○教育長

これで、本日の臨時教育委員会を閉会いたします。（午後16時59分閉会）